

日中活動サービス等の利用日数の取扱いについて

■対象サービス

生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練を含み、宿泊型自立訓練を除く）、就労移行支援及び就労継続支援（A型・B型）

■利用日数の原則と例外

・原則

一人の障害者が一月に日中活動サービス等を利用できる日数は、原則として各月の日数から8日を控除した日数（以下「原則の日数」という。）です。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月※	3月
22日	23日	22日	23日	23日	22日	23日	22日	23日	23日	20日	23日

※うるう年の2月は21日

・例外

日中活動サービス等の事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合は、広島県知事に届け出ることにより、当該事業者等が特定する3か月以上1年以内の期間（以下、「対象期間」という。）において、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができます。

■利用日数の管理

利用日数の特例の適用を受けた事業者は、介護給付費等の請求の際に尾道市へ**利用日数管理票を提出**してください。

また、対象期間の最初の月の介護給付費等の請求の際に、**広島県が交付した届出受理書の写しを添付**してください。

※ 複数の日中活動サービス等を組み合わせて利用する場合や、同一サービスで複数の事業所を利用する場合で利用日数の特例を受けるときは、「利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る届出書」及び年間スケジュール表等、利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であることが分かる書類を相談支援専門員が作成し、尾道市へ提出してください。

■その他

上記の例外に該当しない場合で、心身の状態が不安定である、介護者が不在で特に支援の必要がある場合など、利用者の状態等に鑑み「原則の日数」を超えて利用する必要がある場合は、尾道市へ相談してください。

参考資料

「日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」（平成18年9月28日付け障障発0928001号（平成24年3月30日一部改正））